

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年4月12日

さいたま地方法務局 久喜支局

登記官 川 田 一 夫

記

意見又は資料の提出先

久喜市本町四丁目5番28号（〒346-0005）

さいたま地方法務局 久喜支局

0480-21-0215 ナビダイヤル②番

(別紙)

管理番号	所在	地番	地目	地積
第0312-2024-0012号	蓮田市関山一丁目	3321番	墓地	115㎡
第0312-2024-0013号	蓮田市関山一丁目	3299番	墓地	112㎡
第0312-2024-0014号	蓮田市上一丁目	3761番	墓地	52㎡
第0312-2024-0015号	蓮田市上二丁目	3633番2	墓地	33㎡
第0312-2024-0016号	久喜市菖蒲町上栢間字荒川部	4265番	墓地	13㎡